

裁判員経験者の意見交換会の議事録

- 1 開催日時 平成28年3月4日（金）
午後1時30分から午後3時30分まで
- 2 開催場所 松江地方裁判所大会議室
- 3 出席者 松江地方裁判所 裁判官 大野 洋（司会者）
同 裁判官 園部 伸之
松江地方検察庁 検察官 吉浪 正洋
島根県弁護士会 弁護士 大野 遼太
裁判員経験者は、着席順に「裁判員経験者1」等と表記した。

4 議事内容

（意見交換）

司会者：本日出席の経験者の方々が担当された事件は、1つは傷害致死の事件で、正当防衛が争われた事件でした。2つ目は、実刑か執行猶予かが激しく争われた事件でした。3つ目は、被告人が多数の犯罪を犯しており、どのように判断していくべきか、また、犯行の動機が理解し難いという特徴があったと思います。

裁判は、まず検察官が起訴状を読み上げ、裁判長が黙秘権の告知をし、検察官が読み上げた事実について間違いがないか、被告人、弁護人に尋ねます。その後、検察官が、どのような証拠で、どのような事実を立証していくのか説明する冒頭陳述を行いました。

この検察官の冒頭陳述について、分かりやすかった、あるいは情報が多く、少し理解するのが難しかったなど、感想でも結構なので、一言ずつ御意見を頂きたいと思います。

裁判員経験者1：説明は、1枚の紙によくまとめてあり、分かりやすかったです。

裁判員経験者2：法律の素人にも何とか理解できたと思います。

裁判員経験者 3：かなり丁寧に説明を受けたという印象です。説明の紙もカラーであり、分かりやすかったです。

裁判員経験者 4：検察官の冒頭陳述の方が、弁護士より丁寧に作ってあるという印象を受けました。

裁判員経験者 5：検察官の冒頭陳述の方が、弁護士よりも分かりやすく、事件の流れがきちんと説明されていました。

裁判員経験者 6：資料がカラーであったり、文章も分かりやすかったです。

裁判員経験者 7：放火の事件を担当しましたが、非常に丁寧に、燃えた面積などについて、若干説明が詳し過ぎて、ピンとこない部分もありました。

司会者：冒頭陳述は、これから皆さんに審理していただく裁判について、どのような証拠を請求するのか、あるいは、何を判断するために証人に証言をしてもらうかなどを、頭に描いていただくという目的を持ってやっていますが、裁判において何を判断すべきかとか、この事件の争点は何かということについて、冒頭陳述でよく分かったでしょうか。

特に、正当防衛の成否が争点となっていた事件については、理解しにくい部分もあったと思いますがいかがでしょうか。

裁判員経験者 4：特にありませんでした。

裁判員経験者 3：初めは漠然としていましたが、話をしていく中で、だんだん焦点が合ってきた感じです。

裁判員経験者 2：徐々に分かってきた感じです。

裁判員経験者 1：私も、徐々に分かってきた感じです。

裁判員経験者 7：私が担当した事件は、事実自体に争いはなかったので、初めから流れはつかめました。

司会者：事実自体は争いはなく、どのような刑を科すかについて争いがありましたが、検察官と弁護士で、事件の見方が違うというようなことは分かりましたか。

裁判員経験者 7：それはよく分かりました。

裁判員経験者 6：私が担当したのは、民事の問題が絡んだ事件で、争点については、少しずつ分かっていった感じでした。主婦の立場として、感情が入ってしまう部分がありました。

裁判員経験者 5：私が担当したのは住居侵入と建物の放火の事件でした。弁護人は執行猶予を付けることを強調していたことが強く印象に残りました。

司会者：検察官、弁護士から何か御質問がありますか。

検察官：1 番から 3 番までの方から、話をする中で、次第に焦点が分かってきたという趣旨の御意見を頂きましたが、冒頭陳述の時点で、これから行われる証人尋問、あるいは証拠の朗読について、どこに重点を置いて聞けばいいのか分かりましたか。

裁判員経験者 3：検察官の資料にかなり詳しく書いてありましたが、差戻しの裁判で、正当防衛の成否が争点となっていたこともあり、初めに話を聞いたときに、少し難しい裁判かなと思いました。そういった気持ちだったので、やっているうちに段々と分かってきた感じです。

弁護士：事実関係に争いがない事案においては、弁護人の主張として、執行猶予が印象に残っているという御意見もあり、そこが争点であるということが御理解いただけたと思います。では、事実そのものには争いがないように見えるが、これからこういう書証を読みますとか、こういう証人が来ますと言われて、どういうところにポイントを絞って聞いていくのかという点は分かりましたか。あるいはどの段階でイメージできましたか。

裁判員経験者 7：私が担当した事件も量刑が争点でしたが、被告人の犯行状況や当時の気持ちを一番参考にしました。

司会者：冒頭陳述の後、書証を読み上げたり、証人から直接話を聞くなどして証拠調べを行いました。その印象や感想をお願いします。

裁判員経験者 1：分かりやすかったです。

裁判員経験者 2：正当防衛の成否が争点でしたが，被告人や証人の話を直接聞くことで，仕草や顔の表情を見ることができて良かったです。

司会者：差し戻される前の裁判のDVDを見たり，あるいは証人の供述調書を読み上げたりするのと比べて，直接話を聞いた方が良かったですか。

裁判員経験者 2：直接の方が良いと思います。

司会者：どうしてそう思われましたか。

裁判員経験者 2：癖とか仕草が全て見られますので。

裁判員経験者 3：証拠調べにおいて，弁護人は転び方とかの説明をし，一方で医師が証人として，それは転んだのではないなどの証言をするというやり取りがあり，かなり分かりやすかったという感じがしますし，そのときの被告人の表情や目の動きなどを見ることができました。

それと，亡くなられた方の写真とか見ると，いろいろ思うことはありました。

裁判員経験者 4：検察側の証人の女性の方は，事件から時間が経過しているためか，少し記憶が定かでなかったり，一番肝心な部分を覚えていなかったりしたので，その点で判断に迷うところがありました。

裁判員経験者 1：直接証人に質問できたのは良かったと思いますが，やはり少し時間が経過しているので，忘れていいのか隠しているのかよく分かりませんが，デメリットもあったと思います。

裁判員経験者 5：私が担当した事件では，被害者や検察官が状況説明した後，被告人の話を聞きましたが，声が小さくて聞き取りにくく，腑に落ちない説明であるという印象が残りました。

裁判員経験者 6：被害者である被告人の義父が証言されたと思いますが，怒りが爆発しそうな思いを押し殺していた表情がすごく印象に残っており，被告人のお母さんと比較して，対照的な印象がありました。

被告人の同僚や，理事長などから話を聞けば，被告人に対しての印象も，少し変わったかなという思いもあります。

司会者：直接見る，聞く，観察することに，かなり意味があるように思われたということでしょうか。

裁判員経験者 6：裁判員の質問に対して，被告人が，本当にそれでいいのと感じる答えをすることが多かったり，腑に落ちない説明ばかりしていたので，逆に被告人のお母さんなどから，被告人がどういう性格なのかということや，職場において被告人がどのような態度だったのか聞きたかったです。

裁判員経験者 7：私の事件では，被告人の親と恋人，それと精神科医が証言しましたが，親や恋人といった，被告人と一緒に生活していた人たちの話を聞くことは，判断する上でとても参考になることがありました。一方，精神科医の話は，その人を見てではなく，事例の傾向などから判断して話をされていた印象があり，何となくピンとこない部分というか，ぼやける部分があり，少し専門的過ぎて分かりにくいところがありました。

検察官：精神科医の証人尋問は，専門家ですから，どうしても証言していただく内容が専門的な事項になってしまうのはやむを得ない面があります。検察官としては，一定の事項について専門家の意見を聞くことになるが，その意見に至る理由が専門的な説明になると思っています。

そこで，なぜそういう話を専門家に求める必要があるのかという点に関しては，御理解いただけたでしょうか。

裁判員経験者 7：正確な判断をしなければならないので，専門家の意見も必要であることは理解できました。

検察官：証人尋問をする場合，検察官は事前に何を聞くのかを準備して，どのような証言をしてもらうのか想定して行っています。基本的には，検察官の質問に対する答えを，証人から頂けば，それで必要十分であるという理解で行っていますが，裁判員としては，まだこの辺が聞き足りないと思って質問されたり，あるいは疑問が残る部分があったということで印象に残っていることがあれば，お答えいただければと思います。

裁判員経験者 2：淡々と進んでいくような雰囲気がありましたので、もう少しゆっくりと進める方が良かったのではないかと思います。

裁判員経験者 4：証人の方が、思い出したくないのか、記憶がないのか分かりませんが、はっきり質問に答えていなかったのが印象に残っています。

裁判員経験者 3：確かに淡々と進んで、どちらかというところ検察官は、何か急いでいるというか、ある方向に持っていくような感じで話しておられました。

裁判員経験者 5：被告人は、有罪であれば罰を受けなければなりませんが、そうだとすると、我々素人の考えでは、幾ら刑務所に入ったとしても、被害者は何も補償されないのか、何のメリットがあるのかと思ってしまいます。

司会者：そういった量刑の判断をする際に、証人尋問を聞いてきちんと分かりましたか。

裁判員経験者 5：それはよく分かりました。

司会者：証人尋問での質問と答えが、裁判員が判断をする際にどのように影響するのか、どの程度大事な話なのかどうかといった、証言の位置付けのようなものは分かりましたか。

裁判員経験者 6：位置付けという意味では、分かりにくかったです。

司会者：どの辺りがそのように思われましたか。

裁判員経験者 6：被害者の感情をどのように量刑に反映させるかという部分です。

司会者：被害者や被告人の話を、量刑判断の素材として吸収することはできましたか。

裁判員経験者 6：吸収はできました。

裁判員経験者 7：もう少し聞きたかった部分として、検察官又は弁護人、あるいは双方からでも、被告人が、今後どのようなことを考えて生活するつもりなのかについても、一言、二言聞いてもらえれば、より一層この刑を決めるための参考になると思います。

弁護士：弁護人としては、判断するために、誰のどんな話を聞くことが適切なの

かについて、非常に悩みながら準備を進めます。例えば、6番の方から、職場の人の話が聞きたかったという御意見がありましたが、どういう意味で気になったのかについてお話しいただけますか。

裁判員経験者6：被告人には、職場での顔とは違う、家庭での顔があるのだと思います。被告人の子供たちとの接し方など、被告人がどのような先生だったかということや、職場の上司がどのような点を判断して採用したのかなどについて聞きたかったです。

弁護士：振り返ってみると、そのような点も最終的な判断の際に少し気になったかもしれないということですね。

関連した質問で、例えば、裁判の中で、被告人の妻が証言をされましたが、弁護人からすると、余り重要ではないと考えていた事情について、検察官が結構詳しく質問されていたような気がしておりました。

先ほどの例で言いますと、被告人の妻の話では、被告人からストーカー的なことをされていて心配だったという趣旨の話をしておられましたが、この話について、裁判員の方はどう見えたのか。例えばそういったことについてはいかがでしょうか。

裁判員経験者6：ストーカー行為を心配する話は、今聞いて思い出したくらいです。聞く必要はなかったと思います。

弁護士：もう一つ、防波堤の話がありましたが、検察官は、被告人の妻が実家に帰るきっかけになった一つの出来事だったという意味合いで話をしていました。しかし、ともすると単なる事実経過の一つという以上の意味合いが焦点になってしまったのではないかという思いがありますが、その辺はいかがでしょうか。

裁判員経験者6：確か、被告人の妻が、被告人に夜の防波堤に呼ばれたと記憶しています。同じ女性の立場として、私なら行かないですし、話があると言っても他の家でもすればいいと思いました。その辺りは、被告人や妻の行動につい

て違和感を感じるころもありました。

司会者：どのような位置付けで証言を求めているのか、少し難しいというように思われたということですね。

続きまして、検察官の論告求刑、それから弁護人の弁論についてお尋ねします。

例えば、検察官が「懲役何年を求めます。」と具体的な数字を出します。あるいは弁護人も、例えば、「執行猶予にしてください。」とか「懲役何年何月にしてください。」ということを述べます。そういう具体的な求刑の数字を聞いて、示された数字が出てきたのは納得できるとか、あるいは数字の根拠が腑に落ちなかったといった感想などがありますか。

裁判員経験者 7：双方とも、想定内の数字だったので、納得できました。

司会者：理由についても納得できたということですか。

裁判員経験者 7：はい、そうです。

裁判員経験者 6：私は弁護人の弁論で執行猶予の説明を聞いて、被告人が、裁判終了後は普通の生活に戻り、被害者と共に生活をする部分が腑に落ちませんでした。

司会者：法律上の刑期として、5年や15年、あるいは死刑ということも考えられますが、検察官が5年を選択した理由については理解できましたか。

裁判員経験者 6：多少は理解はできました。

司会者：弁護人の弁論については、執行猶予の説明を聞いたりすると、腑に落ちない部分があったということですか。

裁判員経験者 6：はい。

裁判員経験者 5：検察官が求刑5年を選択した理由は分かりました。

裁判員経験者 1：どちらの主張も分かりました。

裁判員経験者 2：差戻しの裁判で、前の判決の懲役4年に対して、今回の求刑が8年であり、妥当かなと思いました。

裁判員経験者 3：担当した事件と同種事案では、5年から10年であるといったような、判断の物差しを説明されたので、求刑についてもそんなものかという感じで受け取りました。

裁判員経験者 4：殺意を持った犯行ではなく、偶発的な犯行ですので、8年が妥当だと思いました。

弁護士：証拠調べの話に戻りますが、専門家の方に、どのように証言していただければ裁判員の方にとって分かりやすいだろうかという点は、結構悩みながら準備をする部分ではあります。手元にたくさん資料があっても、せっかく目の前に証人がいるのだから、話を聞くことに集中してもらう方が良いのではないかなと思う一方、何も手元にないと不安になるのではないかなど考えています。そこで、例えば、理解していく上で押さえておいた方がいい用語などを、パワーポイントなどで示すといったように、どのような工夫があるとより分かりやすいと思われますか。

裁判員経験者 7：私の事件では、専門的な用語のために分かりにくいということではなく、葛藤を生じると周囲の環境を変えようとして犯罪に及んでしまう被告人の行動は癖のようなものだと説明され、言葉自体は何となく理解できますが、それが量刑にどのように影響してくるのかという判断が分かりにくいという部分がありました。そんな癖はとんでもないから刑を上げるのか、癖だから仕方がないとして下げるのか。人によって多分考え方が違うと思うので、その判断が難しいと感じました。

司会者：続きまして、評議について御意見を伺います。参加する前のイメージと違ったかどうか、あるいは、国民の皆さんの感覚を裁判に取り入れるという、裁判員制度の目的はきちんと果たせたかどうか。また、良かった点などもあれば教えていただきたいと思います。

裁判員経験者 7：自由に発言もできますし、とてもいい経験になりました。はっきりと覚えていませんが、評議の冒頭で、量刑の範囲を示してもらえるとより

やりやすかったと思います。

裁判官：どの事件でも，評議の最初に量刑の範囲について御説明はしているかと思いますがし，論告や弁論でも御説明していると思います。

裁判員経験者 6：評議のときに，非常に悩んだことを覚えています。自分の意見を自由に言うことができたのは良かったと思いました。

裁判員経験者 5：我々素人は，民事の問題がどうしても頭から離れなかったことが難しかったと思いました。

司会者：御担当いただいた事件は，犯行の動機としていわゆる不倫問題とか離婚問題が強く影響している事件だったので，その線引きが難しかったということですね。

裁判員経験者 1：裁判官や裁判員のメンバーによって，変わってくると思いますが，メンバーに恵まれ，裁判長がいい指揮をとっていただいたこともあり，いい雰囲気の中でできたと思います。

裁判員経験者 2：過去の量刑データのグラフなどを見せていただき，裁判官から親切に教えてもらったり，疑問点を示されるなど，リラックスした雰囲気で進んでいきました。仲間意識もできて，参加させてもらって良かったです。

司会者：量刑データのグラフは，議論の出発点として，また議論を深めるという点において意味が大きかったでしょうか。

裁判員経験者 2：必要だと思います。

裁判員経験者 3：評議は，いろいろな意見が出るような雰囲気を作っていたので，非常に良かったと思います。分からないことも，裁判官に説明を受けて，理解できましたし，量刑のグラフは非常に参考になりました。

これまでの経験や立場の違いから，いろいろな意見が出されましたが，裁判官にうまくバランスをとってもらい，非常に良かったという印象を受けました。

裁判員経験者 4：非常にやりやすかったという印象で，論点がずれたり，意見が出なくなったりすると，裁判官がうまく舵をとられたので非常に楽でした。

検察官：検察官の立場からすると、評議のときに、どこにポイントを置いて議論していただくかということを示しているつもりで、そのポイントに対して、検察官の主張が是だという判断をしていただけるように、論告でも心掛けています。量刑についても、検察官の求刑が妥当だと考える要素を提示して、評議に臨んでいただいているつもりですが、この辺りはどのようにお感じになったでしょうか。

裁判員経験者 3：担当した事件は求刑 8 年でした。審理中の説明を通じて、8 年の根拠については理解できました。

裁判員経験者 2：3 番の方と同じです。

司会者：検察官の主張を受け止めて評議に臨んだということですね。

裁判員経験者 2：はい。

裁判員経験者 1：双方の意見を受け止めて、判断することができました。

裁判員経験者 4：それぞれの意見を受け止めて評議ができました。

裁判員経験者 6：検察官が論告で示した懲役 5 年という求刑を受け止めて評議に臨んでいました。

司会者：結果的に求刑の半分の実刑になりましたが、実刑という判決をしたという点では、検察官の主張を受け止めていたということでしょうか。

裁判員経験者 6：はい。

裁判員経験者 5：検察官の主張はよく分かりました。放火の場合、最低でも懲役 5 年だったと思いますが、その 5 年を求刑したということは、なるほどと思って聞いていました。

裁判員経験者 7：私も皆さんと同じで、双方の話をきちんと受け止めて評議に臨みました。

弁護士：自白事件などで、量刑が争点となる場合は特にそうかもしれませんが、弁護人が情状に関する主張をする場合、検察官とは異なる考え方でポイントを提示していたと思います。

なぜ弁護人が、ここにポイントを置いてほしいと考えているのか、結論だけではなく、なぜそこが重要であるかという理由も含めて分かりやすかったでしょうか。

裁判員経験者 7：理由までは、分からなかったです。事実には争いがない場合、検察官は事件そのものを見ており、弁護人は、どうしても情状部分などを訴えるしかないと感じました。その辺は、理由は分かりませんが、お互いのやり取りに対する言葉からよく分かる気がしました。

裁判員経験者 6：被害を受けた被告人の義父が、賠償金を受け取ったことや、その多額の賠償金をどのように集めたのかについて、弁護人が話されていたことを記憶しています。それらを考慮して、妥当な刑を選択できたと思います。

司会者：双方が主張する理由については理解できたということですか。

裁判員経験者 6：はい。

裁判員経験者 5：検察官と弁護人では、同じ事実であっても重点の置き方の違いでそれぞれの主張が異なっている点は理解できました。

裁判員経験者 2：正当防衛が成立するかどうか難しいところもありましたが、成立はしないだろうなという思いが強かった印象が深く残っています。

裁判員経験者 3：正当防衛が成立するかどうか争点の事件で、認められる場合はどの程度の量刑になるかということについて、弁護人は、正当防衛が成立するような話し方をされていましたが、検察官は正当防衛は成立しないという形での説明でした。非常にその点ははっきりしており、分かりやすかったという感じはしておりました。

裁判員経験者 4：正当防衛が認められるかどうかについて、検察官と弁護人の主張が全く違い、判断に迷いましたが、何とか結論を出しました。

司会者：判断に迷ったと言われたのは、主張の違いは理解できたが、判断をする上で全体として見ていくのか、個別の場面ごとに見ていくのかという点で迷ったということでしょうか。

裁判員経験者 4：そうです。

司会者：最後に、裁判員裁判への参加率を高めるために、今後、裁判所はどのようなことに取り組むべきか、また、参加する前後で、裁判員制度に対する印象にどのような変化があり、その経験を踏まえると、今後どのようにすれば参加意欲が向上していくとお考えでしょうか。

裁判員経験者 3：私は、呼出しを受けたからにはやってみようという気持ちがありました。周りの人から、裁判は何をやっているのか分からないと聞きますので、裁判員として参加した経験を話したりしています。やはり裁判というのは身近に感じていないという印象があります。

一般の方は、裁判員裁判は自分に関係ないという意識だろうし、私たち経験者がこのような場でいろいろな意見を出すことで、広報につながればと思います。裁判員となると、何日間は拘束されるので、職場の理解も必要だと思います。おそらく、参加したくても職場の理解が得られず、辞退された方もいらっしゃるのではないかと思います。

裁判員経験者 2：参加してみて、本当に貴重な体験ができたと思います。友人などにも、もし呼出しがあれば参加するように勧めたいと思います。

職場では、私が初めて呼出しを受けた者だったこともあり、管理職などが集まって、休暇の届けをどうするか、どういう理由で休むのかということが話題になり、かなりあたふたしていました。

裁判員経験者 1：私も候補者名簿に登載された通知が来るまでは、人ごとというイメージがあり、面倒くさいというのが本音でした。呼出しの通知が来たときは、多少興味があったので行ってみましたが、選任はされないだろうと思っていました。当日は欠席されてる方が多かったり、辞退申出をされた方もいたので、いっそのこと当ってほしいと思いました。やりたくてもできることではないので、貴重な経験だったと思っています。

裁判員経験者 4：1 1 月頃に通知が届いたときは、登録されただけで、呼び出し

れることはないと思い、放っておきました。翌年8月に呼出通知が届き、もしかしたら選ばれるかもしれないので、会社にも報告して出頭したところ、選任されました。実際に参加してみて、メンバーによると思いますが、一体感があり、貴重な経験をさせていただいたという感じです。

裁判員経験者 5：裁判員裁判に参加して、裁判を身近に感じることができました。友人などにも、人生のうちで1回は経験してみてはどうかと話しています。

また、子供にも何回か裁判所へ行かせております。判決を出すのは簡単なことではないと感じたと話していました。周りの人たちにも裁判員裁判のことを広めていきたいと思っております。

裁判員経験者 6：私も登録された通知は受け取りましたが、しばらく放っておきました。その後、呼出通知が裁判所から届きましたが、私達のイメージとしては、裁判所からの郵便というのは良いイメージではなく、すごくドキドキして郵便を開けました。選任期日の通知だったので、主人にも相談したら、呼出しを受けた以上、やらなければいけないと言われたので、参加することにしました。選任されてどうしようと思いましたが、参加してみて、やはり全てが貴重な経験でした。私の子供が今度中学生になりますが、子供が裁判などを学んでいく中で、私の経験を話してやれることは貴重であると思いました。

それと、会社の理解を得るのが難しく、最終的には休ませてもらいましたが、裁判員裁判のイメージとして、証拠写真を見て精神的ストレスが溜まるなどの話をする人が結構多くて、参加しない方がいいのではないかと言われたりしました。

司会者：裁判員裁判に対するマイナスのイメージが、独り歩きしているという印象でしょうか。

裁判員経験者 6：そうです。

裁判員経験者 7：正直、最初に名簿に載った通知を開けた記憶がありません。どうせ当たらないからとか自分は関係ないといった感じで、開けない人が結構い

るのだと思います。呼出しの通知を受けてから出欠を決めるわけですが、私は、興味がありましたし、呼出しを受けたからには出席しようと思いました。

参加してみると、やってよかったと思える制度ではありますが、参加する前と後での気持ちの差が大きいと思います。どうしたらより多くの方に参加してもらえるのかについては、職場の理解を深めてもらうことであったり、裁判員裁判のイメージとして、自分が刑を決めることが負担となるといった裁判員裁判のイメージを改善していくことが必要だと思います。

それと、中学生の娘が、社会の授業で裁判員制度の授業を受けて、おもしろかったと話していました。難しいかもしれませんが、教育委員会などと連携して、裁判官などが学校を回り、裁判のことについて子どもにも分かりやすい例え話などをしてもらえると、興味も湧くし、その子供たちが成人したら、参加率も上がるのではないかと思います。

幹事社：島根県司法記者クラブから質問させていただきます。

まず、今日の参加者の中には、遠方の方がいらっしゃいますが、裁判員として参加するときに、遠方から通うことへの精神的あるいは体力的な負担がありましたでしょうか。

裁判員経験者 4：私は、判決までに裁判を行わない日があり、その日は出勤しておりました。その日の仕事を終えてから、そのまま松江に向かい、午後 11 時半頃に松江に到着したため、翌日は若干集中力が保てなくて、有給を取っておけば良かったと思いました。やはり、遠方であることの心理的負担はあると思います。

裁判員経験者 7：私は宿泊するしかなかったので、精神的にも肉体的にもそんなに苦痛はなかったと思います。

幹事社：裁判員制度に対する今後の改善点などについて御意見があればお聞かせください。

裁判員経験者 3：私が担当した裁判は、結局控訴されて高裁で審理されましたが、

高裁で判決が変更される可能性もあるということは、裁判員裁判で頑張って結論を出したことを考えると、むなしさを感じたところがあります。

それと市民感覚ということでは、刑というのはもう少し重くてもいいのではという感じがします。法律の定めとはいえ、何年かしたら社会復帰するということが、感覚的にはすっきりしない思いがあります。

裁判員経験者 2：私が担当した事件は、1週間から10日程度だったと思いますが、例えば鳥取の連続不審死事件などは、かなり長期間にわたって審理されており、そのような事件を裁判員裁判の対象とすることには疑問があります。負担が大きいので、対象から外した方が良いと思います。

裁判員経験者 1：勤務先の理解が大事だと思います。私は公休扱いにしてもらいましたが、選任期日に出席する場合は、必ず公休扱いにすることができればよいと思います。

裁判員経験者 4：裁判員の選任に関するのですが、選ばれるかどうか分からないのに、遠方からわざわざ裁判所に行かなければならないので、事前に決めてもらい、選ばれた人は強制的に出るということにしてはどうでしょうか。

裁判員経験者 5：裁判員裁判に参加するために、サラリーマンであれば、会社に報告して有給が取れるような法律があれば良いと思います。気軽に有給が取れば、参加しやすいと思いました。

裁判員経験者 6：参加する前後では、裁判員裁判に対するイメージが大きく違います。私も中学生の子がいますが、教育委員会や学校と連携して、裁判員裁判について理解を深めてもらえると、イメージのギャップが縮まると思います。一般の方の裁判員制度に対するイメージはあまり良くないと思います。テレビなどで報道されているように、裁判員裁判の判決が高裁で覆されたりすることは、多くの時間を費やして評議した判決なのだという気持ちから、悶々とすることもあります。そういった制度の改善もしながら、子供のうちから裁判員裁判について学校で教えていくことが必要だと思います。

A社：裁判員裁判への参加にあたり，職場に理解してもらうためにどのようなことをされましたか。

裁判員経験者 2：職場で初めて選任期日の呼出しを受けましたが，会社が理解してくれましたので，すんなり休むことができました。ただ，手続上どういう理由で休みとするのか，部下などに対し，どのように説明するのかについては，いろいろ悩みました。

裁判員経験者 6：会社が，裁判員裁判に対して良いイメージがなく，事件の内容によっては精神的苦痛が非常に大きいのではないかということ言われました。参加することを理解をしてもらうのにかなり時間が掛かりましたが，裁判員裁判に参加することは，貴重な経験となることを主張して，最後は納得していただきました。